

議長・知事への勧告時の委員長発言要旨

平成23年11月1日
鳥取県人事委員会

- 当委員会では、本日まで、本年の職種別民間給与実態調査結果や、県内の経済・雇用情勢、国の人事院勧告や他の地方公共団体の状況をもとに、各任命権者や職員団体の意見も聴きながら、本県の職員の給与改定について、検討を重ねてきた。
本日、その内容がまとまったので、職員の給与改定について勧告を行う。
- 概要を簡単に申し上げますと、今回は、大きく2つの点を勧告するもの。
一つ目は、月例給を引き下げ、特別給（ボーナス）を据え置くというもの。これにより、県職員の年間給与は、引き下げとなる。
二つ目は、給与構造改革における経過措置額を廃止し、これにより生ずる原資を用いて、現行の給料表構造の是正を進めるもの。
- はじめに、本年の公民較差の解消についてであるが、
本県の民間事業所の状況は依然として厳しいところである中、本年の民間給与実態調査の結果では、月例給で民間が本県職員を0.57%下回り、特別給で逆に民間が本県職員を0.05月分上回った。
- 月例給については、各種手当を含めた本年の公民較差 $\Delta 0.57\%$ を解消較差とし、医師を除き、当該較差を給料表、管理職手当等で解消するため、これに見合う $\Delta 0.6\%$ を給料表、管理職手当等から引き下げることとした。
- 特別給については、地域の民間事業所の実態を反映させるという観点から、近年、本県の民間事業所の支給月数と合わせてきたところであるが、公務員については労働基本権が制約されていることの代償措置として給与勧告制度が設けられていることが前提の中、本県の最近の厳しい経済・雇用情勢等を勘案して、本委員会でも議論・検討を行ったが、納税者である県民の理解と納得を得る観点から、今回は引き上げる状況にないと判断し、据え置くこととした。
- 月例給の改定の実施日については、来年1月1日からとした。
- 次に、給与構造改革における経過措置額の廃止等についてであるが、
給与構造改革における経過措置額を来年4月1日で全廃し、この廃止により生ずる原資等を用い、昇任・昇格に伴う給料額の引上げが十分に行われない現行給料表の構造（行政職2級相当と3級相当部分）の是正を行うこととした。改定の実施日についても、経過措置額の廃止と同日の来年4月1日からとした。
なお、行政職5級（課長補佐級）相当と6級（課長級）相当部分の構造についてもできる限り速やかに是正すべきであり、是正原資の生ずる具合を見計らいながら、そのための検討を引き続き行うこととした。
- 勧告の内容は、以上のとおり。
特に、今回の勧告内容は、職員にとって大変厳しいものではあるが、引き続き県民の視点に立った行政サービスの充実や公務能率の向上に努めていただくことを期待している。
- なお、公民給与の比較方法、いわゆる役職対応関係の見直しについては、労使との協議結果を踏まえ、今年現行の役職対応関係を変更しないで公民の給与較差の算定を行

った。今後、国の見直し状況も注視し、労使の意見も聴きながら、引き続き慎重に検討していく所存である。

○ その他、人事管理に関して、時間外勤務の縮減対策、職員の健康保持、高齢期の雇用問題、非常勤職員の処遇等について意見を述べている。これらの事項についても留意・配慮いただきたいが、特に次の2点について申し上げる。

○ 一つ目として、時間外勤務の縮減対策について。

昨年から、任命権者で全庁的運動に取り組み、顕著な成果をあげておられるところだが、一方、一部所属等で依然として時間外勤務の常態化、過重な時間外勤務の実態が見られる。また、時間外勤務縮減の取組の過程で、業務の見直しが進まないまま、数値目標を達成するために職員に過度の負担が発生するなどの悪影響が生じないように特段の配慮をお願いしたい。今後も、仕事と家庭生活の調和、職員の健康の保持・増進、公務能率向上を図るという観点から、適切な時間外勤務縮減への取組を引き続きお願いしたい。

○ 二つ目として、非常勤職員の処遇について。

今回の勧告で、現行の給料表構造の是正を行うに当たり、非常勤職員の報酬等の基礎となる正規職員の給与に影響を与えることとなり、非常勤職員の処遇にも影響することを懸念している。非常勤職員は、公務の担い手として欠くことのできない存在になっており、今後も適切な処遇となるよう特段の配慮をお願いしたい。